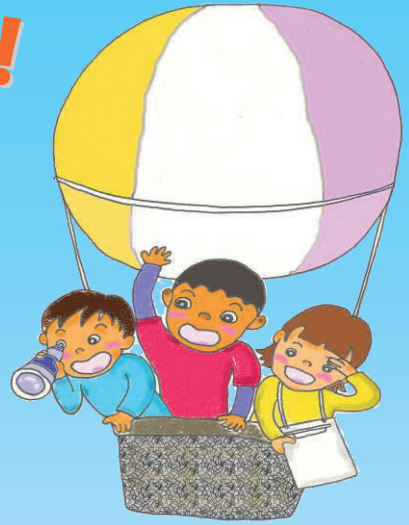


いっしょに考えよう！

子どもの権利のこと



さがみはらし けんり じょうれい
相模原市子どもの権利条例



子ども一人ひとりが
大切です。

子どもの年れいや
成長に合わせて、
助けます。

子どもにとって
良いことは何かを
考えます。

子どもは、
自分の権利を大切に
することと同じように、
他の人の権利も
大切にするようにします。

子どもには、
自分の思いを伝えることや、
いろいろなことに参加して
いろいろな経験をすることが
必要です。

日本には、「日本国憲法」という、日本のすべての人が幸せに暮らすための決まりがあります。

さらに、日本は、世界の子どもたちが幸せに暮らすことができるように、子どもの権利を大切にするために作られた「児童の権利に関する条約」という世界の決まりを守ることを約束しています。

相模原市には、この憲法と条約の考えをもとに、さがみはらの子どもたちが幸せに暮らすための市の決まり「子どもの権利条例」があります。

子どもの権利ってなんだろう？

子どもはみんな、幸せに生きる権利を持っています。

子どもが、自分らしくのびのびと成長していくために大切なものです。

子どもの権利条例では、大きく4つにまとめて、大切な権利を定めています。

生きる権利（安心して生きる権利）

- ・命が守られて、大切にされること。
- ・愛されて育てられること。
- ・病気のときには病院で治りょうを受けられること。
- ・どんな理由があっても差別をされないこと。



子どもは、それぞれが世界中でたった一人しかいない、かけがえのない存在として大切にされなければなりません。

考えてみましょう

家族や周りの人から大切にされていると感じるのはどんなときですか。

私たち一人ひとりが、それぞれちがいをみとめ合うことが大切です。

育つ権利（心身ともに豊かに育つ権利）

- ・自分らしさが分かってもらえて、個人として大切にされること。
- ・年れいや成長にあわせて、安心できる場所で学んだり、遊んだり、休んだりすること。
- ・いろいろなことに関心を持ったり、いろいろな活動をして、人として成長すること。



人には、考え方や何かを大切に思う心など、様々な自分らしさがあります。自分らしさを大切に、勉強したり遊んだり、時には失敗しながら成長していきます。

考えてみましょう

自分で「いいな」と思っている自分の良いところはどんなところですか。

自分の良さを生かしてがんばってきたことや、これからがんばっていきたいことはどんなことですか。

自分らしさを表現することも大切な権利です。必要なことを学ぶことも、子どもの権利です。

守られる権利（自分を守り、守られる権利）

- ・いじめや体ばつを受けず、つらい思いをしないこと。
- ・危ないことから守られること。
- ・自分の言うことや考えが大切にされて、ひどい対応をされないこと。
- ・ひみつが守られて、ほこりが傷つけられないこと。
- ・困ったときは気軽に相談できて、助けてもらえること。

どんな理由があっても、いじめや体ばつなど、みんなの心や体が傷つけられるようなことがあってはなりません。

考えてみましょう 友達が困ったり、悲しそうにしているのを見かけたとき、あなたはどうしますか。

自分の思いを伝える・人に相談する・解決に向けて話し合うなど、自分を大切にするのと同じように、友達を思いやることも大切です。

さんか けんり ちいき さんか けんり 参加する権利（地域および社会に参加する権利）

- ・自分の考えや意見を言えること。
- ・自分の意見が大切に考えてもらえること。
- ・意見を言うために必要な情報をもらえたり、助けが受けられること。
- ・仲間を作ったり、仲間が集まったり、活動すること。



子どもにも、自分にかかわることについて「こう思う」などと自分の考えを言う権利があります。

考えてみましょう より良い学級やより良い学校にするために、みんなで話し合うとき、大切にしたいことは何ですか。

学級の活動や児童会活動に進んで参加し、自分の考えを伝えましょう。他の人の話や意見も大切にします。

そのほか条例では、**子どもの権利を守るための大人の役割**を決めており、**11月20日**を「**さがみはら子どもの権利の日**」としています。また、みんなで**子どもの権利を考えるための行事**を11月に行うことにしています。

相模原市のホームページに、子ども向けページ「さがみはらキッズ」があります。「子どもの権利ってなに？」を見てください。

つらいときや困ったときに、おうちの人や学校の先生、友達に
 話しにくい、言いにくいと思ったら、市の相談窓口にお話を
 かせてください。

相談窓口	電話番号・メール	かいせつ 開設時間など
センター	042-752-1658	月～金曜日 午前9時～午後5時 <small>しゅくじつ ねんまつねんし</small> (祝日、年末年始はお休み)
センター 南相談室	042-749-2177	
センター <small>しろやま</small> 城山相談室	042-783-6188	
センター <small>さがみこ</small> 相模湖相談室	042-682-7020	
オンライン相談	042-755-2552	月～金曜日 午後3時30分～午後9時 土曜日 午後1時～午後5時 <small>しゅくじつ ねんまつねんし</small> (祝日、年末年始はお休み) <small>さいしゅうけつげ じゅりょう</small> 最終受付は終了の15分 前まで
Eメール相談	yantele@city.sagami hara.kanagawa.jp	24時間受付 (お返事には数日かかります)

相談窓口

電話番号

かいせつ
開設